

貸館利用について

施設の空き状況の確認は、日新コミュニティセンターへお越しいただくか、電話・メールにてお問い合わせください(金曜正午以降のメールでのお問い合わせは翌週月曜以降の返信になります)。

お電話での申請・変更・取消は出来ません。

1. 当コミュニティセンターを使用するときは、「使用許可申請書」を提出して下さい。貸館利用料金は前納になりますので、申請書提出後2週間以内に持参または振込をお願いいたします。※恐れ入りますが振込手数料はご負担下さい。
 - ・使用日の2カ月前から受け付けます(申請者・利用者が日新地区居住または勤務地がある場合。それ以外の方は1カ月前から申請受付)。
 - ・土曜日の17時以降は使用日の1週間前までに申し込んでください。使用日前の1週ンを過ぎると申し込みができません。ご注意ください。
2. 使用を取消・変更について
 - (1) 使用を取り消す時は、「使用取消書」「利用料金還付申請書」を提出して下さい。使用開始日の※1週間前までは全額還付となりますが、取消手続きは、1週ンを過ぎると還付出来ません。使用取消日より※1ヶ月以内にコミュニティセンターへ還付金を受け取りに来て下さい。以降は返金出来ません。ご注意ください。
 - (2) 使用を変更する時は、「使用変更許可申請書」を提出して下さい。時間・日程の変更のみ可能です。使用開始日の1週間前までは、変更できます。1週ンを過ぎると変更出来ません。使用日より、1ヶ月以内の変更が出来ます。以降は返金出来ません。ご注意ください。
3. 使用時間には、準備および後片付けの時間を含むものとします。
4. 冷暖房利用料金は、施設利用料に加え、エアコンを使用しても、使用しなくても月別に室料の1/2の額を申し受けます。

4・5・11月…冷暖房無し料金
1・2・3・6・7・8・9・10・12月…冷暖房有り料金
5. 入室時間は、講座開始時刻10分前を目安としております。早くお越しになられた場合、1階ロビーにてお待ちいただくこととなります。
6. 貸館終了時刻は、退室まで完了していただく時間です。次の貸館準備がありますので、速やかなご退室にご協力ください。
7. ゴミはお持ち帰り下さい。
8. 机・椅子を移動させた場合は、元どおりにして下さい。
また、使用後は机・床等の清掃をお願いします。
9. 使用中設備を毀損した場合は、必ず職員に知らせ、使用申込者が責任を以って原形に復帰して下さい。破損や汚れの度合いによっては、ご請求させていただく場合があります。
10. 忘れ物の保管は1ヶ月間です。期間を経過したものは処分させていただきますので、予めご了承ください。
11. 貸館中に発生した事故、損害、障害は、原因が当センター側の過失によるものと公

的に断定された場合をのぞき、その責任を負いかねます。

12. 使用開始時刻2時間前に高松市に気象警報が発令されている場合は、使用中止となります。その場合、使用料金は返還します。
13. コミュニティセンターは「公の施設」であるため、災害発生時には避難所となります。その際、使用の取り消し、または変更をさせていただく場合があります。
14. 次の各項目に該当する場合は使用をお断りし、停止又は制限する場合があります（職員は、管理上必要があるときは、使用期間中随時立入りをする事が出来る）。
 - (1) 営利を直接目的とする事業および行事等を実施する場合
 - (2) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、および信者を強化育成することを主たる目的とした広報・宣伝・普及活動を実施する場合
 - (3) 政治上の主義を推進し、支持しまたはこれに反対することを主たる目的とした宣伝・売名活動等を実施する場合
 - (4) センター内の秩序を乱し、または公益を害するおそれがあると認められるとき
 - (5) 施設等を損傷し、または滅失するおそれがあると認められるとき
 - (6) 長期間にわたる継続使用により、他の使用を妨げるおそれがあると認められるとき
 - (7) その他センターの管理上支障があると認められるとき